

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 6 号

函館市奨学金貸与条例の一部改正について

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

函館市奨学金貸与条例（昭和 2 6 年函館市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「専修学校の」の後ろに「専攻科，」を加える。

第 6 条第 1 項第 4 号中「専修学校生徒」を「専修学校学生および専修学校生徒」に改め，同号中イをウとし，アをイとし，同号にアとして次のように加える。

ア 専攻科に在学する者 1 月 3 0, 0 0 0 円

第 8 条中「専門課程」の後ろに「もしくは専攻科」を加える。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部改正に伴い，奨学金の貸与を受ける者の資格等に専修学校の専攻科に在学する者を加えるため